

新小学1年生を対象に 就学時健康診断を実施します

30年4月に小学校へ入学予定の児童を対象に、健康診断を実施します。

対象者には通知書を送付し

学校名	電話	実施日
第一小学校	471・0014	10月18日(水)
第二小学校	471・0134	10月20日(金)
第三小学校	471・0104	10月12日(木)
第五小学校	461・5843	10月6日(金)
第六小学校	471・5370	10月26日(木)
第七小学校	471・0114	10月11日(水)
第九小学校	471・7548	10月4日(水)
第十小学校	473・9196	11月7日(火)
小山小学校	474・1691	10月13日(金)
神宝小学校	474・4108	10月24日(火)
南町小学校	461・2662	10月25日(水)
本村小学校	474・0404	11月2日(木)
下里小学校	473・7117	10月10日(火)

月7日(火) 受け付けは各小学校で、いずれも午後1時半から行います(左上表参照)

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

【注意】①病氣、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や9月27日(水)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係 ☎470・7779へご連絡ください

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

【注意】①病氣、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や9月27日(水)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係 ☎470・7779へご連絡ください

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

【注意】①病氣、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や9月27日(水)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係 ☎470・7779へご連絡ください

新しいマル乳・マル子医療証を送付します

現在、乳幼児医療費助成(マル乳・義務教育就学児医療費助成(マル子)の医療証をお持ちで、現況届を提出する必要がある方、または現況届を提出済みの方には、10月1日(日)から使用する医療証を9月下旬に送付します。

また、現況届が必要な方は、6月中旬に書類を送付し

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

【注意】①病氣、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や9月27日(水)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係 ☎470・7779へご連絡ください

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

【注意】①病氣、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や9月27日(水)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係 ☎470・7779へご連絡ください

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

【注意】①病氣、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や9月27日(水)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係 ☎470・7779へご連絡ください

義務教育就学児医療費助成 所得制限限度額表(29年10月以降)

扶養親族等の数	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833万3,000円
1人	660万円	875万6,000円
2人	698万円	917万8,000円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万1,000円
5人	812万円	1,042万1,000円

※収入額は、所得額に給与所得控除額等相当分を加算した額です。判定は所得額で行い、収入額は用いません。
※年少扶養(16歳未満)も扶養親族等の数に換算します。
※所得制限額に算入する金額
◎老人扶養親族1人につき 6万円
◎6人目以降1人増すごとに 38万円
※所得額から控除できる金額
◎社会保険料相当額 一律8万円
◎雑損、医療費、小規模企業共済等掛金控除相当額
◎障害者控除額 (普通) 27万円 (特別) 40万円
◎寡婦(夫)控除額 (普通) 27万円 (特別) 35万円
◎勤労学生控除額 27万円

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

【注意】①病氣、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や9月27日(水)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係 ☎470・7779へご連絡ください

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

【注意】①病氣、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や9月27日(水)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係 ☎470・7779へご連絡ください

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

【注意】①病氣、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や9月27日(水)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係 ☎470・7779へご連絡ください

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

私立幼稚園等就園奨励費・保護者補助金の申請はお済みですか

市では、幼児を私立幼稚園など(学校教育法に定められた幼稚園および都知事認定の幼稚園類似施設)に通園させている保護者を対象に「私立幼稚園等就園奨励費補助金」と「私立幼稚園等園児保護者補助金」を交付しています。

6月から各幼稚園を通して申請を受け付けていますが、まだ申請をしていない方は早めに手続きをしてください。

また、最近市外から転入した方も、改めて東久留米市で申請を行う必要があります。

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

【注意】①病氣、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や9月27日(水)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係 ☎470・7779へご連絡ください

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

就学援助費の申請はお済みですか

市では、経済的な理由などにより、公立小・中学校で掛かる費用が大きな負担となっている家庭に対して、教育費の一部を援助しています。

まだ手続きをしていない方や新たに市外から転入した方は、学務課(市役所6階)で至急手続きをしてください。

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

【注意】①病氣、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や9月27日(水)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係 ☎470・7779へご連絡ください

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

【注意】①病氣、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や9月27日(水)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係 ☎470・7779へご連絡ください

9月は障害者雇用支援月間です

市では、障害者雇用についての理解と協力を深めていただくために、毎年、パネル展を開催しています。今年も9月中旬に申請をしてください。

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

【注意】①病氣、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や9月27日(水)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係 ☎470・7779へご連絡ください

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

【注意】①病氣、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や9月27日(水)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係 ☎470・7779へご連絡ください

新たに受給の対象になる方

これまで所得超過でマル子の対象にならなかった方でも、29年度に対象になることがありますので、所得制限限度額表(上表参照)を確認の上、9月中旬に申請をしてください。

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

【注意】①病氣、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や9月27日(水)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係 ☎470・7779へご連絡ください

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

【注意】①病氣、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や9月27日(水)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係 ☎470・7779へご連絡ください

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

所得超過の方

マル子には所得制限があります。29年度から所得超過により資格が消滅する方には、受給資格喪失通知書を9月下旬に送付します。

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

【注意】①病氣、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や9月27日(水)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係 ☎470・7779へご連絡ください

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

【注意】①病氣、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や9月27日(水)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係 ☎470・7779へご連絡ください

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

第18回障害者雇用促進パネル展

市では、障害者雇用についての理解と協力を深めていただくために、毎年、パネル展を開催しています。今年も9月中旬に申請をしてください。

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

【注意】①病氣、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や9月27日(水)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係 ☎470・7779へご連絡ください

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

【注意】①病氣、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や9月27日(水)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係 ☎470・7779へご連絡ください

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

障害者就労相談コーナーを設置します

パネル展最終日に、就労相談コーナーを設けます。障害者就労支援室のスタッフが就労に関するご相談を受け付けます。

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

【注意】①病氣、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や9月27日(水)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係 ☎470・7779へご連絡ください

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

【注意】①病氣、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や9月27日(水)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係 ☎470・7779へご連絡ください

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

障害者就労支援室(障害者就労支援事業)

障害者就労支援室では、障害がある方から一般就労に関する相談をお受けし、次の内容の支援を行っています。

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

【注意】①病氣、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や9月27日(水)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係 ☎470・7779へご連絡ください

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

【注意】①病氣、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や9月27日(水)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係 ☎470・7779へご連絡ください

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

障害者就労支援室

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

【注意】①病氣、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や9月27日(水)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係 ☎470・7779へご連絡ください

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

【注意】①病氣、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や9月27日(水)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係 ☎470・7779へご連絡ください

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

【注意】①病氣、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や9月27日(水)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係 ☎470・7779へご連絡ください

障害者就労支援室

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

【注意】①病氣、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や9月27日(水)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係 ☎470・7779へご連絡ください

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

【注意】①病氣、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や9月27日(水)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係 ☎470・7779へご連絡ください

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

【注意】①病氣、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や9月27日(水)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係 ☎470・7779へご連絡ください

障害者就労支援室

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

【注意】①病氣、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や9月27日(水)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係 ☎470・7779へご連絡ください

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

【注意】①病氣、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や9月27日(水)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係 ☎470・7779へご連絡ください

【対象】23年4月2日～24年4月1日生まれの方

【注意】①病氣、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や9月27日(水)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係 ☎470・7779へご連絡ください

障害者サービス

日中一時支援事業・移動支援事業のご案内

日中一時支援事業は、障害者・児を日常的に介護している家族が、疾病、冠婚葬祭、レスパイト(一時的な休息、就労などの理由で、障害者・児の見守りなどの支援が必要になったとき、一時的に預かり、活動の場を提供し、日中活動の支援を行うものです。)

【対象】小学生以上で、視覚・知的・精神の障害者手帳をお持ちの方(18歳未満の方は、知的・精神の障害が確認できる診断書でも可) または身体障害者手帳をお持ちの方で、両上肢および両下肢または体幹に1級の障害があり、車いすでの単独移動が困難な方

【費用】教材費(古字練習用機、テキスト) 2700円程度
申し込みと詳しくは9月11日(月)～15日(金)の午前9時～午後5時半に同センター ☎477・2711へ。



さいわい福祉センター点訳講習会(初級)を開催します

点字を基礎から学びたい方を対象に、点訳講習会を開催します。受講経験者も歓迎です。

【日時】全6回。10月6日～11月17日の毎週金曜日、午前10時～正午
【会場】さいわい福祉センター
【定員】20人(定員に満たない場合は、中止になることがあります)
【講師】飯田三つ男氏

